

【答申の概要】 諮問第208号 核燃料税の更新に当たり電力事業者と協議した際の会議録等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	核燃料税の更新に当たり電力事業者と協議した際の会議録等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	核燃料税条例の効力を有する期限である平成26年度において、平成27年度から平成31年度までの期間の核燃料税の賦課徴収に向けて、実施機関が特定納税義務者である電力事業者と協議した際の打合せ記録等に係る文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（経営管理部税務課）
諮問期日	平成28年5月10日
主な論点	電力事業者の職員の職及び氏名、復命書等に記載された発言内容等、電力事業者から提出された回答文書の鑑に押印された職印の印影、復命書等に添付された資料に記載された情報の非開示情報該当性

審査会の結論

別記1（略）に掲げる公文書の開示請求に対し、静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2（略）に掲げる文書1から文書6（文書1から文書6までを合わせて、以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

（1）本件対象公文書の性質及び内容

実施機関では、電力事業者が設置した原子力発電所の立地に伴う安全対策等の財政需要に対応するため、当該発電所の設置者である電力事業者を唯一の納税義務者とする法定外税として、昭和55年度から核燃料税を賦課徴収している。

なお、実施機関は、課税の根拠となる核燃料税条例を5年ごと新たに制定してきた。これは、実施機関によると、社会経済情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、核燃料税条例の効力を有する期間を5年間としているためとのことである。

本件対象公文書は、核燃料税条例の効力を有する期限である平成26年度において、平成27年度から平成31年度までの期間の核燃料税の賦課徴収に向けて、実施機関が特定納税義務者である電力事業者と協議した際の打合せ記録等の文書である。

（2）非開示情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書について別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととしているため、以下検討する。

ア 復命書等の出席者欄等に記載された電力事業者の職員の職及び氏名

復命書等の出席者欄及び発言者欄に記載された、電力事業者の職員の職名及び氏名が非開示とされている。

当該情報については、実施機関の主張するとおり各職員の個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

また、特定の法人の特定の職員がいつ、どこで、誰と面会したかという情報は、公にされる慣行が存在すると認めることもできないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しないし、条

例第7条第2号ただし書イ及びウに該当する事情もうかがえない。

さらに、当該情報は氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 復命書等に記載された発言内容

復命書等の内容欄に記載された、実施機関の職員及び電力事業者の発言内容等が非開示とされている。

当該非開示箇所は、特定納税義務者である電力事業者と実施機関が、核燃料税の更新に係る県議会手続を控えた時期に行った打合せ等の復命書に記載されており、核燃料税の更新に係る質疑や考え方などについて、忌たんのない意見を交わした際のやり取り等が記録されている。

実施機関は、当該非開示箇所について、電力事業者の事業計画等の内部管理情報等に言及したものであり、開示することにより、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると主張している。

また、当該発言内容については、上記のような電力事業者の事業計画等の内部管理情報に関連したものであり、法定外税の賦課徴収に当たっては、特定納税義務者に丁寧な説明を行い、その理解を得ながら進めなければならないにもかかわらず、このような情報が開示されれば、特定納税義務者の信頼を損ない、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとする。

その結果、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるだけでなく、十分な協議ができないまま核燃料税条例案を議会に諮ることになってしまい、特定納税義務者の意見聴取や核燃料税条例案の議会での審議に混乱を招き、ひいては、原子力安全施設周辺の安全対策事業等の財源が確保できず、実施機関における安全対策等の事業の実施が困難となるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。

しかし、内容を個別に見ていくと、別記4（略）の「開示すべき部分」欄の記載内容は、実施機関が電力事業者に説明した訪問の趣旨や、知事との面会後に実施機関の職員等と面会した事実のみを記した記録等であり、本件対象公文書内の開示部分で明らかになっている内容や、単に儀礼的な挨拶を交わした内容、既に周知の事実となっている内容等である。

これらは、電力事業者の事業に関する情報とはいいがたい情報や、電力事業者の事業に関する情報ではあるものの既に公になっている情報等であり、開示したとしても電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはまではいえず、条例第7条第3号に該当するとは認められないし、そのような情報等を開示したとしても、電力事業者との信頼を損なうおそれがあるとはまではいえず、条例第7条第6号に該当するとも認められないため、開示すべきである。

なお、その余の部分は、核燃料税の更新に係る電力事業者の経営方針や事業計画など電力事業者の内部管理に属する情報等に言及したものであり、このような情報等が開示されれば、実施機関は電力事業者からの信頼を損ない、次回以降の核燃料税の更新の際に電力事業者と十分な意思疎通が難しくなるなど、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

ウ 電力事業者から提出された回答文書の鑑文に押印された職印の印影

実施機関の照会に対して電力事業者から提出された回答文書の鑑文に押印された、電力事業者の職印の印影が非開示とされている。

当該印影は、電力事業者の内部管理に係る情報であり、開示されることにより、当該印影の偽造や悪用がなされるなど、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められ、非開示とすることが妥当である。

エ 復命書等に添付された資料に記載された電力事業者の情報

実施機関の照会に対して電力事業者から提出された回答文書及び打合せ時の当日資料等に記載された情報のうち、一部が非開示となっている。

当該非開示箇所は、特定納税業者である電力事業者の担税能力や今後の設備投資計画等を調査するために、電力事業者が実施機関からの求めに応じて提供した、特定期間における核燃料の価額、納税額、資産等の情報であり、いずれも電力事業者の内部管理に関する情報であると認められる。

このような情報が開示されれば、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

また、これらは、実施機関が電力事業者に任意で提供を求めたものである。このような情報が開示されれば、実施機関は電力事業者との信頼を損ない、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるなど、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当すると認められる。

以上のことから、当該情報のうち実施機関が本件処分非開示とした情報は、非開示とすることが妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。